

出席停止について (令和5年5月改正)

学校感染症（下記表参照）等に罹った場合、学校保健安全法第19条により学校長が出席停止の措置をとることができます。

つきましては、担任への連絡をしていただくとともに、医師等からの指示による療養期間が明け登校する際に、以下の申告書へ保護者にて記入いただき、担任までご提出ください。

《学校において特に予防すべき主な感染症と出席停止期間》

但し、症状により学校医またはその他の医師において感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではない

第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失まで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

学校感染症等による出席停止申告書

年 組 席 名前

1. 診断名

(インフルエンザの場合 A・Bの別がわかれば記入を)

2. 欠席するよう指示を受けた期間

年 月 日より 月 日まで (日間)

3. 指示を受けた医療機関名及び受診日

(受診日 年 月 日)

医師からの指示は上記のとおりでしたので、 月 日 () から登校します。

記入日 年 月 日

保護者名 (自筆)